

災害共済給付制度について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、学校の管理下において園児・児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度であり、主な給付内容は以下のとおりとなります。

※災害共済給付制度による給付を受けた場合は、町の子ども医療費助成制度は利用できません。

■給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の総額が500点以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療費に伴って要する費用として加算される分)ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療費に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の総額が500点以上のもののうち、内閣府令で定めるもの ・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(第1級から第14級に区分される)	障害見舞金 4,000万円～88万円 通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 [通学(園)中の場合1,500万円]
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 [通学(園)中の場合1,500万円]
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円 [通学(園)中の場合も同額]

※「学校の管理下」とは、次の場合をいいます。(詳細は養護教諭又は南風原町教育委員会にご確認ください。)

- ①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④通常の経路及び方法により通学(園)する場合 など

■給付に関する留意事項

- ①同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ②災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ③他の法令の規定による給付等(例:町の子ども医療費助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ④生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

■学校管理下における災害(ケガ等)が発生した場合の給付金申請手続き

1. 一旦、医療費を自己負担(3割)し、所属する学校(園)へ災害共済給付金の請求手続きをお願いします。
(申請後に、「自己負担3割+医療費の1割」が保護者へ振り込まれます。)
2. 町の子ども医療費助成制度を利用した場合、災害共済給付制度から給付を受けるためには、医療費の返還手続きが必要になりますので、ご注意ください。
ただし、傷病に係る初診から治ゆまでの間の医療費総額点数が500点未満の場合は災害共済給付制度の対象とならないため、町の子ども医療費助成制度を利用してください。
3. 受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなりますので、医療機関受診後は、速やかに請求書類を提出してください。
4. 医療機関等による証明書の発行は、時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください。